

労働関係法令遵守状況報告書の記載方法

様式第1号（第4条、第6条関係）

(〇〇〇〇)

**労働関係法令遵守状況報告書**

丹波篠山市長あて  
(対象受注者あて)

年 月 日  
※受注者受付 年 月 日

※この項目は、対象下請負業者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

丹波篠山市公契約条例第10条の規定により報告します。

<b>対象契約の名称</b>	〇〇〇〇工事		
対象契約の契約期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	下請等契約の契約期間 (※2)	
対象受注者	所在地	丹波篠山市×××町〇〇番地	
対象下請負者等 (いずれかに○を記入してください。)(※1)	(ふりがな)	〇〇けんせつかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ×× ××	
	名称	〇〇建設 株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 ×× ××	
	担当者氏名	〇〇 〇〇	
	連絡先電話番号	079-552-××××	
労働者の総数	名 〇〇	内訳：正社員 <input type="checkbox"/> 名、パート・アルバイト ××名 派遣社員 〇名 (人材派遣業者のみ記入)	1へ記入してください。
	なし	※ 従業員がない場合 (1人で仕事をされている個人事業主 (いわゆる一人親方) の方は、「なし」に○を記入してください。)	2へ記入してください。

※1 「対象受注者」とは本市と直接契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公契約に係る下請等契約 (人材派遣契約を含みます。) を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます (次数は問いません。)

※2 この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。

**<記載事項>**

- **対象契約の名称**  
本市との契約に記載されている名称と同じ名称 (〇〇工事、〇〇業務委託など) を記載してください。
- **対象契約の契約期間**  
本市との契約に記載されている期間 (工事、委託の期間など) を記載してください。
- **対象受注者・対象下請負者等**  
本市と直接契約を締結した事業者は「対象受注者」を、それ以外の事業者は「対象請負者等」を○で囲ってください。
- **所在地、名称、代表者の氏名**  
本市に労働関係法令遵守状況報告書を提出する事業者 (対象受注者の場合は、本市との契約書に記載している受注者、受託者など) の内容を記載してください。
- **担当者氏名、連絡先電話番号**  
提出された労働関係法令遵守状況報告書の内容について、本市から問い合わせ等を行う場合の担当者、連絡先を記載してください。
- **労働者の総数**  
「対象受注者・対象下請負者等」欄に記載した事業所で使用されている労働者の総数を記載してください。  
また、1人で仕事をされてる個人事業者 (いわゆる一人親方) の方は、「なし」を○で囲ってください。  
※ 労働関係法令遵守状況報告書の対象となる労働者は、「正社員、アルバイト、日雇労働者等、職業の

種類を問わず、事業または事務所に使用されている者で、賃金を支払われている労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）です。

※ 「契約社員」、「日雇労働者」などは、「パート・アルバイト」欄に人数を記載してください。

### <関係する市条例等>

#### ○ 丹波篠山市公契約条例第10条（労働関係法令の遵守状況の報告等）

受注者（請負等契約のうち規則で定めるもの（以下「対象契約」という。）を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、その他労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）の遵守状況を市長等に報告しなければならない。

#### ○ 労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアル（遵守状況報告書の提出手続）

（1）受注者又はして管理協定締結者は、対象となる公契約等の締結後2カ月以内（規則第4条第2項）に、丹波篠山市に労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。

※ 工事請負契約については、受注者は施工体系図の写しも併せて提出していただく必要があります。提出後に新たに下請契約を締結した場合、当該下請負者の労働関係法令遵守状況報告書とともに、当該下請負者を追加した施工体系図の写しも提出してください。

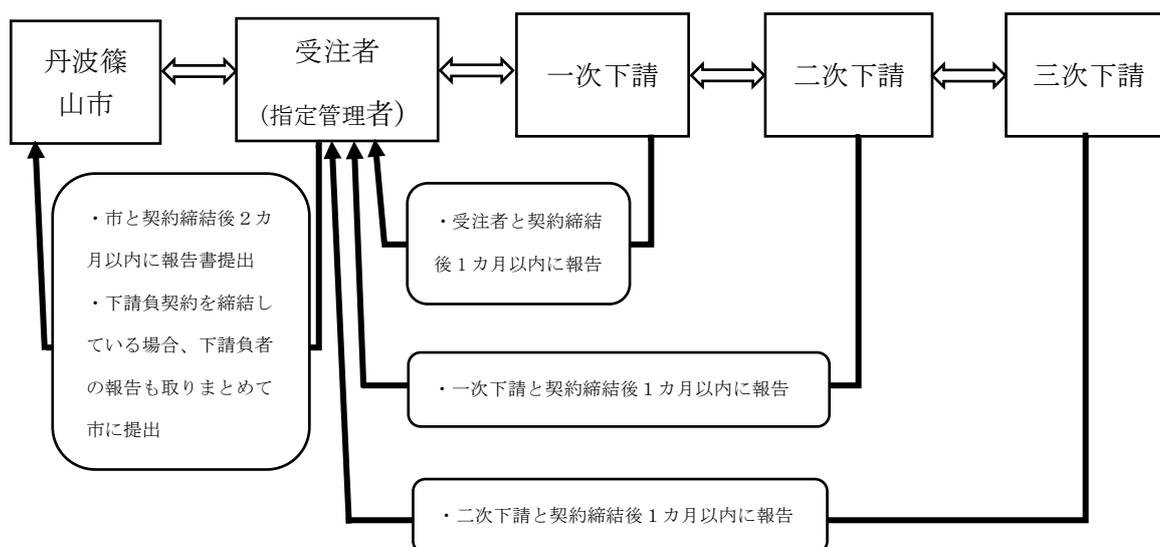
（2）下請負者等は、下請の回数に関わらず、対象となる公契約等の締結後1カ月以内（規則第6条）に、受注者に労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。

※ 指定管理者と下請負契約をする下請負者等については、利用料金制の指定管理協定を締結している指定管理者との委託契約で、その予算額が1千万円以上のものを締結した者に限ります。

（3）受任者又は指定管理協定締結者は、下請負者等から提出された労働関係法令遵守状況報告書を取りまとめ、丹波篠山市に提出する必要があります。受注者が共同企業体の場合は、代表者が他の構成員の労働関係法令遵守状況報告書を取りまとめてください。

なお、下請負者等から提出された労働関係法令遵守状況報告書に記載漏れ等の書類不備がある場合、受注者を介して修正を依頼しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。記載内容に関するについては、原則として、丹波篠山市から下請業者に直接説明等を求めますが、必要に応じて受注者にも説明等を求める場合があります。

### <遵守状況報告書提出に係る事務の流れ>



# 1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

No.	項目	回答
○ 労働条件		
①	<p>常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。</p> <p>※従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。</p>	はい・いいえ
<p><b>【記載事項】</b></p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>※ 「常時10人以上の労働者を使用する。」とは、雇用形態、勤務時間等に関係なく、雇用(所属)している労働者が常態として10人以上いることです。パート、アルバイト、契約社員などの非正規の社員であっても、常時雇用していれば、就業規則作成義務の対象者となります。</p> <p><b>【関係法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時10人以上の労働者(パート、日雇等を含む)を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。</li> <li>・<b>労働基準法第89条(作成及び届出の義務)</b></li> </ul>		
②	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ
<p><b>【記載事項】</b></p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><b>【関係法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は、就業規則を常時各事業場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること等により、労働者に周知しなければなりません。</li> <li>・<b>労働基準法第106条(法令等の周知義務)</b></li> <li>・<b>労働基準法施行規則第52条の2</b></li> </ul>		
③	労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
<p><b>【記載事項】</b></p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><b>【関係法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。また、この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の規則で定める事項については、書面の交付により行わなければなりません。</li> <li>・<b>労働基本法第15条(労働条件の明示)</b></li> <li>・<b>労働基準法施行規則第5条</b></li> </ul>		
○ 労働時間		
④	時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
<p><b>【記載事項】</b></p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><b>【関係法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者が1人であっても法定の労働時間を超えて労働させる場合、又は、法定の休日に労働させる場合には、労働基準監督署に届け出なければなりません。</li> <li>・<b>労働基準法第36条(時間外及び休日の労働)</b></li> </ul>		

○ 保険		
⑤	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、従業員（雇用形態を問わない）を雇用しているすべての事業に適用され、1人でも労働者を雇用している事業所は、事業を始めた日から強制的に労災保険の適用事業所となります。</li> <li>・労働者災害補償保険法第3条（適用事業の範囲）</li> <li>・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3条（保険関係の成立）、第4条の2（保険関係の成立の届出等）</li> </ul>		
⑥	雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社や個人事業所の区別なく、労働者を1人でも雇用する事業所は、原則として雇用保険の適用事業所となり、そこで働く一般社員は雇用保険への加入が義務付けられます。</li> <li>・雇用保険法第5条（適用事業）、第6条（適用除外）、第7条（被保険者に関する届出）</li> <li>・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条（保険関係の成立）、第4条の2（保険関係の成立の届出等）</li> </ul>		
⑦	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人事業所（常時使用する従業員が1人以上）、常時5人以上の労働者を使用している個人事業所は、健康保険に加入しなければなりません。</li> <li>・健康保険法第3条第1項（定義—被保険者）、第3項（定義—適用事業者）、第48条（届出）</li> </ul>		
⑧	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人事業所（常時使用する従業員が1人以上）、常時5人以上の労働者を使用している個人事業所は、厚生年金に加入しなければなりません。</li> <li>・厚生年金保険法第6条（適用事業所）、第9条（被保険者）、第27条（届出）</li> </ul>		
○ 貸金		
⑨	法律や就業規則の定めに従って、貸金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は、各事業場に貸金台帳を調整し、貸金計算の基礎となる事項及び貸金の額その他規則で定める事項を貸金支払いの都度遅延なく記入しなければなりません。</li> <li>・労働基準法第108条（貸金台帳）</li> </ul>		

⑩	賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金は、法令や労働協約などで定めがある場合を除き、通貨で直接労働者にその全額を支払わなければなりません。また、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。</li> <li>・労働基準法第24条（賃金の支払）</li> </ul>		
⑪	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。</li> <li>・<b>最低賃金法第2条（定義）、第4条（最低賃金の効力）</b></li> <li>・<b>最低賃金法施行規則第1条</b></li> </ul>		
⑫	本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価：時給 円	
<p>【記載事項】</p> <p>○ 本件業務に従事する労働者で、最も低い賃金単価の額を記載してください。</p> <p>※ 最も低い賃金単価は、時給で記載してください。計算方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 時間給の場合・・・時間給を記入</p> <p>(2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間</p> <p>(3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間</p> <p>ただし、以下のものは含みません。⇒（最低賃金法施行規則第1条）参照。</p> <p>ア 臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）</p> <p>イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）</p> <p>ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（残業手当）</p> <p>エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当（扶養手当）等）</p> <p>【参考】</p> <p>※ 兵庫県の地域別最低賃金：871円/時間（平成30年10月1日から）</p>		
○ 契約従事者への周知		
⑬	上記①～⑩の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、本契約に従事する労働者に周知していますか。 ※ 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記①～⑩の事項を知らせる必要があります。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、ただちに本契約従事者への周知を行ったうえで、「労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届」を提出してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、当該公契約に従事する労働者に対して、その従事する業務が対象公契約であること、及び労働関係法令遵守状況報告書に記載した労働関係法令の遵守状況を当該労働者にとって見やすい場所に掲示する、又は文書を配布するなどのわかりやすい方法で知らせる必要があります。ただし、対象公契約（労働関係法令遵守状況報告書の提出対象契約）に係る業務に従事しない労働者や一般事務員は周知対象に含まれません。</li> <li>・<b>丹波篠山市公契約条例第17条（対象労働者への明示）</b></li> </ul>		

・丹波篠山市公契約条例施行規則第18条（対象労働者への明示）	
○ 下請負者への指導等	
⑭	<p>下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。</p> <p>※1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に、本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。</p> <p>※2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。</p>
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>「いいえ」を○で囲った場合は、ただちに本契約従事者への周知を行ったうえで、「労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届」を提出してください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、下請負契約又は再委託契約を締結する際に、労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要な対象契約であることを下請負者等に対して文書により知らせる必要があります。</li> <li>・丹波篠山市公契約条例第16条（対象下請負者等への明示）</li> <li>・丹波篠山市公契約条例施行規則第17条（対象下請負者等への明示）</li> </ul>	

## 2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

No.	項目	回答
①	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人親方その他の自営業者等については、労災保険の適用除外者ですが、労災保険の特別加入制度により加入することができます。</li> <li>・労働者災害補償保険法第33条（特別加入者）、第34条（中小事業主等の特別加入）、第35条（一人親方等の特別加入）、第36条（海外派遣者の特別加入）</li> </ul>		
②	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人親方や個人で人を雇わずに単独で事業を行う者、個人事業所で常時使用する労働者が5人未満の場合などは、社会保険（健康保険、厚生年金）への加入義務はありませんが、国民健康保険もしくは国民健康保険組合（建設国保等）に加入しなければなりません。</li> <li>・国民健康保険法第5条（市町村一被保険者）、第19条（国民健康保険組合一被保険者）</li> </ul>		
③	国民年金に加入していますか。	はい・いいえ
<p>【記載事項】</p> <p>○ 「はい・いいえ」のどちらかを○で囲ってください。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人親方や個人で人を雇わずに単独で事業を行う者、個人事業所で常時使用する労働者が5人未満の場合などは、社会保険（健康保険、厚生年金保険）への加入義務はありませんが、国民年金に加入しなければなりません。</li> <li>・国民年金法第7条（被保険者の資格）</li> </ul>		